



- 「部下が変わらない」とイライラしたことはありませんか？先日、こんな言葉をうかがいました。
  - ・ どんな人も、自分を変えることが出来るのは、自分自身だけ。
  - ・ 上司は、部下を変えようとするのではなく、部下に気付かせ、変わるキッカケを与えることに注力した方が良い。
- 部下に「気付かせる」ために、普段は、どんな工夫をされていますか？

## 定期賃金(モデル賃金)調査

### 社員の何に対して、給料を払っているのですか？

(日本経団連より「2010年定期賃金調査」より)

- ・ 管理・事務・技術労働者(大学卒・総合職)の標準者賃金を年齢でみると、35歳約38万7500円、45歳約53万4400円、55歳約62万3400円となっています。55歳から60歳にかけては役職定年制の影響などにより、賃金額が減少しています。



役職定年制の賃金減少の理由は、

55歳になると役職から外れる → 役職手当がなくなる → 賃金の総額が下がる。

というメカニズムだからです。言い換えると、役職者であることに価値があるということを、会社が宣言しているのです。

言われてみると、当たり前なのですが、貴社の「基本給」や「手当」は、どんな価値に対して支払われているのでしょうか？「**若さに価値がある**」会社であれば、**加齢と共に金額が減少する、「逆年齢給**」というような選択もあります。

- ・ 役職別では、部長約70万200円、課長54万2700円、係長約40万2700円となっており、部長以外は前年に比べ、わずかながら減少しています。
- ・ また、最近10年間の役職別平均年齢の変化を見ると、すべての役職において平均年齢が下がっています。



・ 「部長の肩書きの価値が70万」ではなく、「部長の**仕事の価値が70万**」と考えてみたいですね。たとえば、「部長70万-課長54万=差額16万」が見えてきます。

・ **この16万は、部長の何に対して支払っているのでしょうか？**

差額の理由は各社各様です。しかし、これが明確になると、**評価基準も明らかになりますし、自己研鑽の指針となり、社員の意欲を喚起できます。**ぜひ一度考えてみませんか？

## 賃金改定の動向

### 賃金改善が「ある」と回答した企業は約4割、2年連続で増加

- ・ 具体的内容は「ベースアップ」や「賞与(一時金)」による実施といった回答が多く、その理由としては「**労働力の定着・確保**」が半数以上にのぼり、次いで「**自社の業績拡大**」によるものが多くを占めています。



・ 昇給と言っても、いろいろな理由があります。理由を考えるのがポイントです。例えば、「**経験の蓄積**」、「**役割の変更**」、「**世間相場**」などです。

・ また、**一律昇給は公平に見えますが、頑張っている人からすれば不公平です。**「何に対して報酬を払うのか？」という視点も、忘れないようにしたいですね。



## 2012年度施行 雇用保険改正のポイント

### 6月中に必要な労災保険・雇用保険の納付に影響があります

平成24年4月1日から、雇用保険料率が改定されます。(安くなります！)

平成24年度の労働保険年度更新の際には、お間違えのないようにお願いします。  
(労働保険年度更新の申告時期は、6月1日～7月10日です)

上段:新しい保険料率 下段:古い保険料率

事業の種類	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	13.5/1000 (15.5/1000)	8.5/1000 (9.5/1000)	5/1000 (6/1000)
農林水産 清酒製造の事業	15.5/1000 (17.5/1000)	9.5/1000 (10.5/1000)	6/1000 (7/1000)
建設の事業	16.5/1000 (18.5/1000)	10.5/1000 (11.5/1000)	6/1000 (7/1000)



- ・ 労災保険も、保険料率が変更されています。
- ・ 去年使った資料で計算をする・給与計算ソフトのバージョンアップをしていないと、高く保険料を払うことになりかねません。お気を付け下さい。



- ・ **以下のような条件に該当したら要注意です。お声掛けください。**
  - ✓ 64歳の社員がいる。もしくは65歳以上の社員を雇用した。
  - ✓ 週の半分ぐらいシフトが入っている、パートさん、アルバイトさんがいる。
  - ✓ 事業の範囲を広げた。新しい事業部を立ち上げた。
    - ・ 所有物件の賃貸事業に付加価値を付けようと、ビル清掃や警備を始めた。
    - ・ 食材の輸入卸をしていたが、輸入した食材を使った飲食店を始めた。 など



- ・ なぜ、「0.5%」と書かず、「5/1000」と表記されるかご存じですか？
- ・ 実は、申告をする用紙が1,000円未満を記入する欄が無いので、それに合わせて「千分の～」になっているからだそうです。  
(ちなみに、用紙に1,000未満が無いのは、1,000円未満切り捨てルールだからです。)

**「ああ、面倒。。」と思ったら、とりあえず、お声掛けください。**

このような事務の代行も、弊社のサービス範囲です。(宣伝で申し訳ないです。)



気付き日報

ヒューマンイノベーション株式会社 代表取締役 今井洋一

社会保険労務士 ・ (財)生涯学習開発財団認定コーチ

TEL : 03-3791-1180 FAX : 03-6674-2508 Mail : info@humani.jp

受付時間 10:00～17:30 (土日祝日および弊社休日を除く) <http://nippou.org/>